

改正案	現行
<p>（学校又は看護師等養成所の指定）</p> <p>第十一条 行政庁は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により看護師等養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該看護師等養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条第一項の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づ</p>	<p>（学校又は看護師等養成所の指定）</p> <p>第十一条 主務大臣は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第二号若しくは第二十二条第一号に規定する学校若しくは法第二十一条第一号に規定する大学（以下「学校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第三号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（学校又は看護師等養成所に係る指定の申請）</p> <p>第十二条 前条の学校又は看護師等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）以外の</p>

く大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十四条第一項並びに第十七条において同じ。）を経由して行わなければならない。

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第十三条 第十一条第一項の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十一条第一項の指定を受けた看護師等養成所（以下この項及び第十六条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(行政庁に対する報告)

公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第十三条 第十一条の指定を受けた学校又は看護師等養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(主務大臣に対する報告)

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2| 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示）

第十五条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定学校養成所の指定の取消し）

第十六条 行政庁は、指定学校養成所が第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年

第十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項をその所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に報告しなければならない。

（新設）

（指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示）

第十五条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十一条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定学校養成所の指定の取消し）

第十六条 主務大臣は、指定学校養成所が第十一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（新設）

月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(指定学校養成所の指定取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(準用)

第二十条 第十三条第一項前段及び第二項前段、第十四条第一項前段、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条前段(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。この場合において、これらの規定中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条」と、「第十三条第一項前段及び第二項前段並びに第十四条第一項前段(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「行政庁」とあるのは「その所在地の都道府県知事」と、第十五条及び第十六条第一項(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第十七条前段(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「行政庁の」とあるのは「都道府県知事の」と、「行政庁の」とあるのは「その所在地の都道府県知事に」と読み替えるものとする。

(指定学校養成所の指定取消しの申請)

第十七条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

(準用)

第二十条 第十三条から第十七条まで(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、第十八条の指定を受けた准看護師養成所について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事を経由して主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十一条」とあるのは「第十八条」と読み替えるものとする。

(国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例)
 第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十一条から第十九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第十一条第二項</p>	<p>ものとする</p>	<p>ものとする。ただし、当該看護師等養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない</p>
<p>第十二条</p>	<p>(略) 申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十四条第一</p>	<p>(略) 書面により、行政庁に申し出るものとする</p>

(国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所の特例)
 第二十一条 国の設置する学校若しくは看護師等養成所又は准看護師養成所に係る第十二条から第十九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第十二条</p>	<p>(略) 申請書を、その所在地の都道府県知事(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。)以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条、第十四条及び第十七条において同じ。</p>	<p>(略) 書面により、主務大臣に申し出るものとする</p>

		<p>臣である場合は、この限りでない。</p>
<p>第十四条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>行政庁に通知するものとする。</p>
<p>第十四条第二項</p>	<p>報告を 当該報告 ものとする</p>	<p>通知を 当該通知 ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>(略)</p> <p>第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定</p>	<p>(略)</p> <p>第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなく</p>

	<p>第十四条</p> <p>(略)</p> <p>その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>主務大臣に通知するものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第十一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定によ</p>	<p>(略)</p> <p>第十一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつた</p>
<p>第十六条</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条後段、第十三条第一項後段及び第二項後段、第十四条第一項後段並びに第十七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。